



令和6年度
国有林野等所在市町村長有志協議会
(福島県中通りブロック)

～合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(クリーンウッド法)の改正について～



国民の森林・国有林

令和6年10月23日(水)
林野庁 関東森林管理局

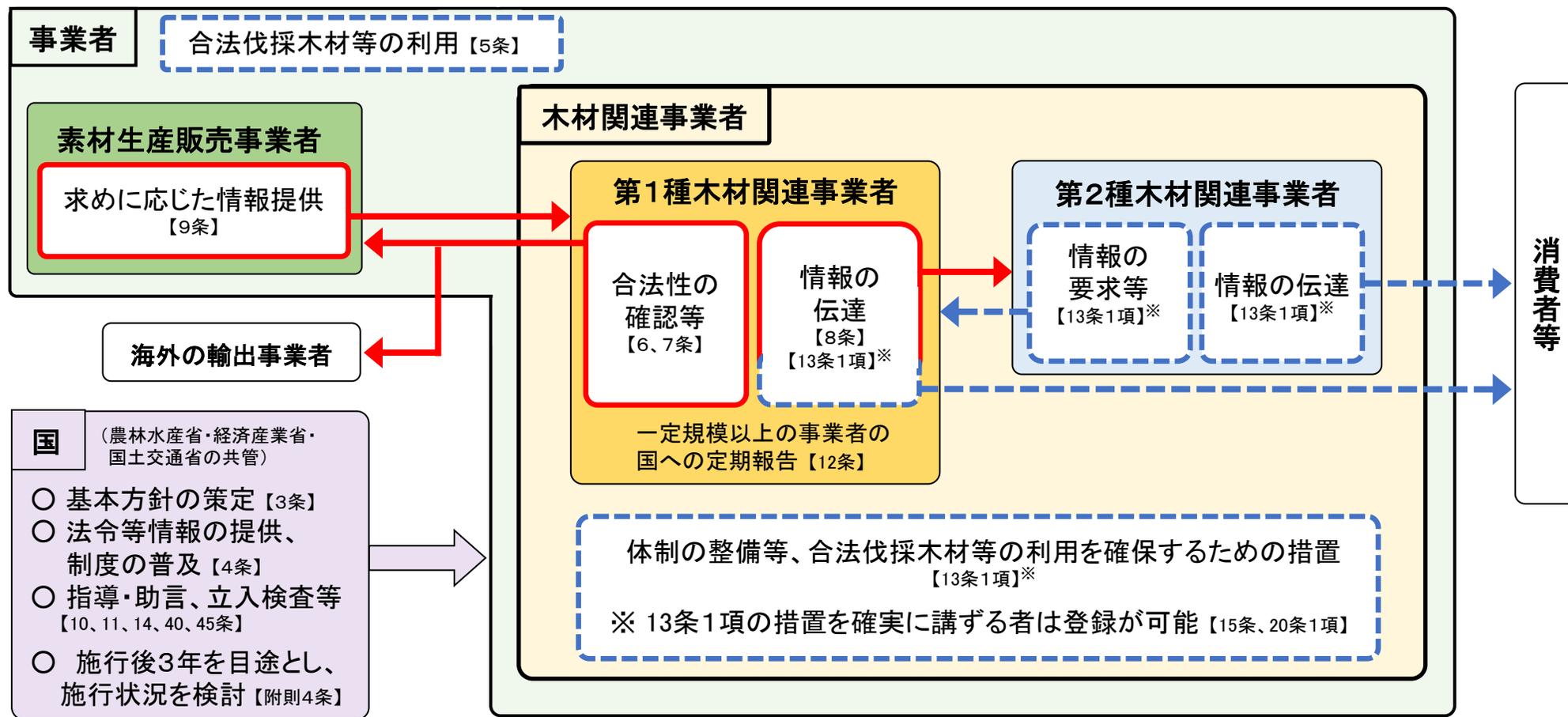


改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□➡ : 義務 □➡ : 努力義務



改正クリーンウッド法における国有林・公有林の皆様の役割

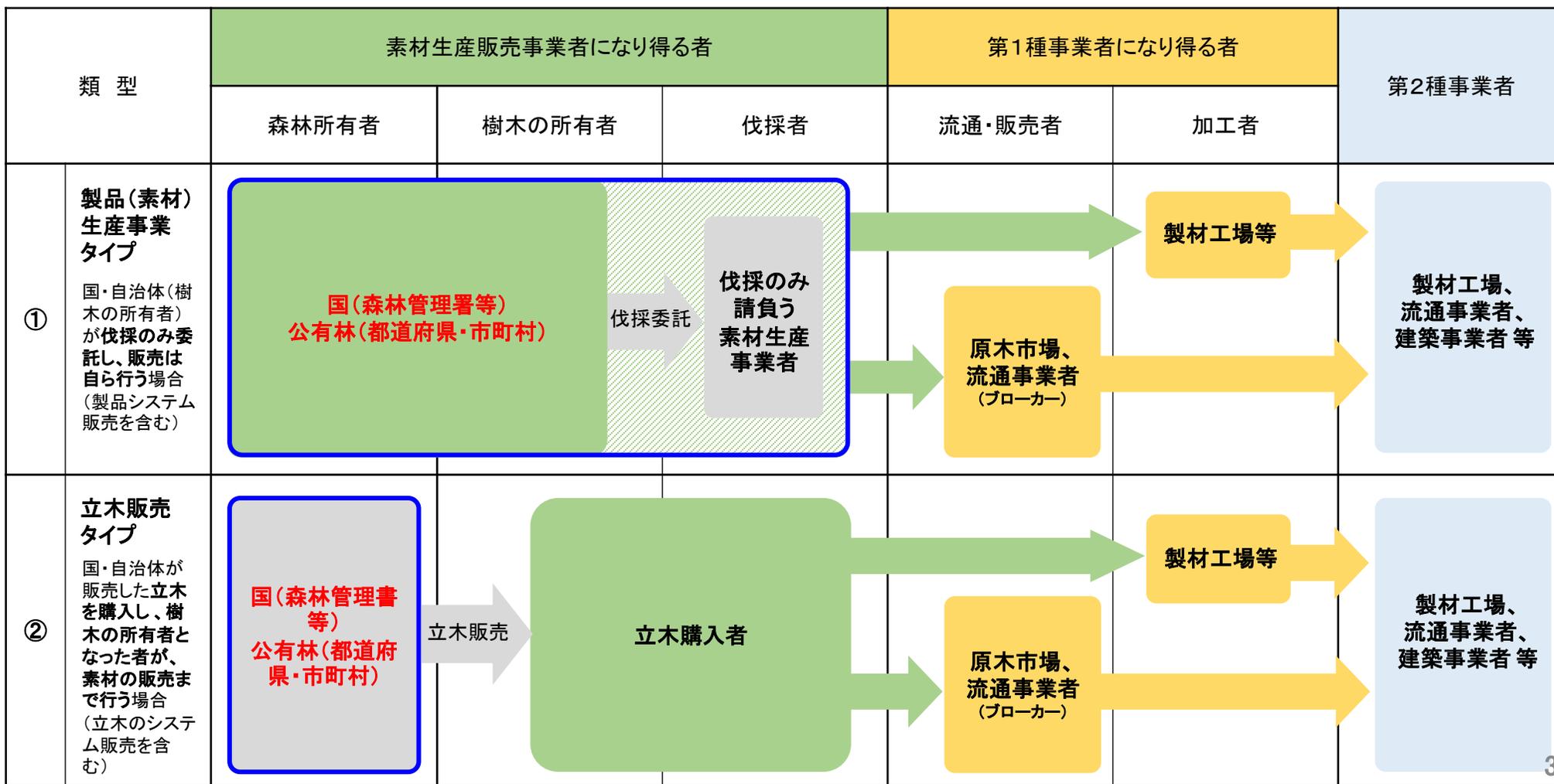
- 国有林・公有林の森林施業に関して、国や自治体が「素材生産販売事業者」に該当する可能性があります
※1 「素材生産販売事業者」は原材料情報提供の応諾義務あり
- 原材料情報として、国有林野事業や公有林事業の契約書、保安林内伐採許可書、適合通知書、地域産材証明書等の写しが活用されます
- 必要に応じ、主務大臣が関係地方公共団体の長に対して、情報の提供等の協力を求めることがあります
※2 主務大臣：農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

義務対象の考え方 国産材の場合（国有林・公有林のケース）

(1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う国や自治体が素材生産販売事業者^①に該当

(2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者^②に該当

 : 国有林事業
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等



証明として活用できる情報の一覧（国産材）

（別紙）

民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第1項第1号または同法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑪森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）
		⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届	
	②市町村による伐採造林届の適合通知	
	③森林法第10条の2第1項における林地開発許可書	
	④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定	
	⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書	
保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書	
	②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書	
	③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画	
	④森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書	
国有林	①林産物の売買契約書、請書等	
	②産物販売委託契約書	
	③立木補償に関する契約書、請書等	
	④樹木採取権実施契約書	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

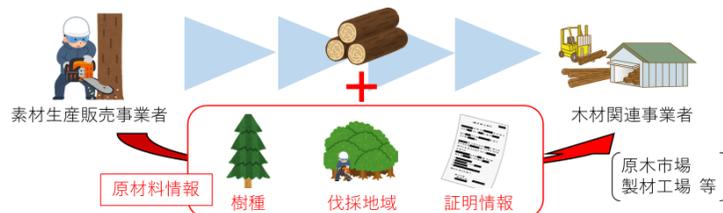
参考：市町村窓口等に置くチラシについて

改正クリーンウッド法において、**素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供することが義務**となることを周知するため、伐採造林届出書を提出に市町村窓口を訪れた素材生産販売事業者等に配布いただく用のチラシを作成しております

伐採造林届出書を提出される皆様へ

令和7年4月1日以降に樹木を譲り渡す場合は 合法性に関する情報提供が必要です

クリーンウッド法*は、合法性が確認された木材の流通を促進する法律です。
素材生産販売事業者は合法性の確認に必要な原材料情報を提供する役割を担います。



※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

【素材生産販売事業者って？】

- 伐採と販売を行う素材生産事業者 ※伐採のみを委託されている場合、素材生産販売事業者になりません。

【何を情報提供すればいいの？】

- 樹種、伐採地域（都道府県や市町村）
- 証明情報：伐採造林届出書、伐採造林届出書の適合通知書、森林経営計画書、国有林における林産物の売買契約書などの該当箇所の写し

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれていますので、届出書の写しを提供すれば3つの原材料情報を提供したことになります。

【必ず原材料情報を提供しないとイケないの？】

- 有償・無償の譲り渡しに関わらず、求められた場合に原材料情報を提供する必要があります。
- 一方、後から求められる場合を考慮し、譲り渡す樹木と一緒に自主的な情報提供が好ましいと考えられます。

素材生産販売事業者が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における関係団体の認定を受けている場合について

- ・本ガイドラインの認定事業者として発行した樹木に対する証明書は証明情報として活用可能です（除伐などを含む）。
- ・納品書に樹種、伐採地域、本ガイドラインに基づく証明情報を記載すれば、3つの原材料情報を提供したことになります。

裏面にQ & Aを掲載しています。

Q & A

【譲り渡し相手が誰であれば情報提供するの？】

- 消費者以外であれば、情報提供の必要があります。

【樹種情報はどんなものを提供すればよいの？】

- 伐採造林届出書に記載されている樹種名等、取引において通常用いられる名称でかまいません。

【証明情報は写しをそのまま提供する必要がありますか？】

- 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り・添付資料の省略等をして構いません。契約条件に関する情報等、商取引上不利になる可能性がある部分は提供する必要はありません。

【除伐等の届出が不要な伐採の場合、どうすればよいですか？】

- 「除伐による樹木であるため、証明書が存在しません。」というように、証明情報が手続き上存在しないことを伝えてください。

【どんな方法で情報提供するの？】

- 基本的には相手に求められた方法で情報提供してください。書面、電子メール等が考えられます。



クリーンウッド法の詳細は、
林野庁の情報提供サイト
「クリーンウッド・ナビ」へ！
※随時、情報更新しています。



PRキャラクター「クリーンウッドちゃん」

情報提供：現在開発中のシステムについて

<システムの目的>

- ◆ 改正クリーンウッド法に基づく木材・木材等の合法性確認について、事業者の事務の効率化や負担軽減を図る
- ◆ 制度に不慣れな事業者にとって、システムの仕様に沿って必要な情報の入力や保存等を行うことで制度に対応できるサポートツールとしても機能

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカー）

素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の 求めに応じた 情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等（消費者を含む）に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等

※国有林野事業においては契約書が原材料情報として活用できますので、システムを使用した原材料情報の提供を求められることは限定的と考えられますが、事業者からの求めがあった場合にはご協力ください。

原材料情報や伝達情報の保存や検索が容易に

前に買った材の伐採届の写しをもらえる？

どこに保存？

どのファイル？

- ・ 一覧表で一目で分かる
- ・ 登録日や取引先等から容易に検索可能

制度への対応支援

合法性確認って何をすればいいの？

納品書の様式の変更は必要？

- ・ 必須項目を入力、保存、送信することで制度対応
- ・ 必要に応じ参考情報提供
- ・ 必要事項が記載された帳票作成

林野庁

rinya.maff.go.jp

ご清聴ありがとうございました！



森林の環(もりのわ)応援団